

2025 年度労働者派遣事業におけるマージン率等の情報について

2025 年 6 月 2 日

株式会社サニー技研

許可番号：派 28-301215

労働者派遣法第 23 条第 5 項に基づき、当社派遣事業マージン率を公開します。

記

- | | |
|---|----------|
| 1 派遣労働者の数 | 2 人 |
| 2 派遣事業所の数 | 1 社 |
| 3 労働者派遣に関する料金の平均額
(1 日当たりの料金額 (8 時間労働として計算)) | 37,832 円 |
| 4 派遣労働者の賃金の額の平均額
(1 日当たりの賃金額 (8 時間労働として計算)) | 19,169 円 |
| 5 マージン率 | 49.3% |
| (3 派遣料金の平均額 - 4 賃金の平均額) ÷ 3 派遣料金の平均額 × 100 = 49.3 | |

マージン率に含まれるもの

- ・ 社会保険料 (雇用主負担の雇用保険・厚生年金保険・健康保険・労災保険)
- ・ 福利厚生費 (派遣労働者が取得する有給休暇・健康診断費用・作業道具費)
- ・ 教育研修費
- ・ 会社運営費
- ・ 営業利益

6 キャリア形成支援制度に関する事項

- | | |
|-----------------|---------------|
| ・ 派遣元社内での講座等の開催 | (費用負担無、賃金支給有) |
| ・ e ラーニング | (費用負担無、賃金支給有) |
| ・ 外部のスクールとの提携 | (費用負担無、賃金支給有) |
| ・ 派遣先における OJT | (費用負担無、賃金支給有) |

7 キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先相談窓口

相談窓口：派遣事業部 部長 電話番号：072-775-0339

8 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ☐ 労使協定を締結していない
- ☒ 労使協定を締結している (協定書の有効期間終期 2026 年 3 月 31 日)
- 協定労働者の範囲：派遣先でソフトウェア開発の業務に従事する

以上